
令和2年 3 月 宇美町議会定例会会議録 (第3日)

令和2年3月19日 (木曜日)

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 議案第7号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第8号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第9号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第10号 宇美町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第11号 宇美町立こども療育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第12号 宇美町改良住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第13号 宇美町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第14号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第15号 宇美町多職種連携地域ケア会議設置条例について
- 日程第10 議案第16号 宇美町森林環境譲与税基金条例について
- 日程第11 議案第22号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第24号 令和2年度宇美町上水道事業会計予算
- 日程第14 議案第25号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算
- 日程第15 議案第26号 令和2年度宇美町一般会計予算
- 追加日程第一 議案第27号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第二 議案第28号 平成31年度宇美町一般会計補正予算 (第8号)
- 追加日程第三 発議第1号 宇美町子ども・子育て支援条例について
- 追加日程第四 発議第2号 宇美町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例について
- 日程第16 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第8号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第9号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例について

- 日程第4 議案第10号 宇美町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第11号 宇美町立こども療育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第12号 宇美町改良住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第13号 宇美町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第14号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第15号 宇美町多職種連携地域ケア会議設置条例について
- 日程第10 議案第16号 宇美町森林環境譲与税基金条例について
- 日程第11 議案第22号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第24号 令和2年度宇美町上水道事業会計予算
- 日程第14 議案第25号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算
- 日程第15 議案第26号 令和2年度宇美町一般会計予算
- 追加日程第一 議案第27号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第二 議案第28号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第8号）
- 追加日程第三 発議第1号 宇美町子ども・子育て支援条例について
- 追加日程第四 発議第2号 宇美町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例について
- 日程第16 閉会中の所管事務調査について

出席議員（13名）

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟	9番 脇田 義政
10番 小林 征男	11番 飛賀 貴夫
12番 白水 英至	13番 南里 正秀
14番 古賀ひろ子	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長	……………	佐伯 剛美
危機管理課長	……………	藤木 義和	財政課長	……………	工藤 正人
まちづくり課長	……………	丸田 宏幸	税務課長	……………	江崎 浩二
会計課長	……………	瓦田 浩一	住民課長	……………	八島 勝行
健康福祉課長	……………	飯西 美咲	環境農林課長	……………	太田 一男
管財課長	……………	中西 敏光	都市整備課長	……………	藤木 浩一
上下水道課長	……………	藤井 則昭	学校教育課長	……………	原田 和幸
社会教育課長	……………	安川 忠行	こどもみらい課長	……………	安川 禎幸
町制施行100周年事業推進事務局長	……………				安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に、本日の議事日程第3号と宇美町国民健康保険税条例審査特別委員会、条例審査特別委員会及び当初予算審査特別委員会の審査報告書をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日までには条例案1件、予算案1件、発議2件を受理していますので、追加議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。以上、4件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

日程第1. 議案第7号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、議案第7号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。飛賀宇美町国

民健康保険税条例審査特別委員会委員長。

○宇美町国民健康保険税条例審査特別委員会委員長（飛賀貴夫君） おはようございます。

宇美町町議会議長古賀ひろ子殿。宇美町国民健康保険税条例審査特別委員会委員長飛賀貴夫。

宇美町国民健康保険税条例審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

委員会の開催日、令和2年3月5日。

事件の名称、議案第7号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

宇美町国民健康保険特別会計の事業運営の健全化を図るために、国民健康保険税の医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分に係る税率等の改正することについて、所要の規定を整備するものです。

今回の税率等の改定については、福岡県から通知された当町の国民健康保険事業費納付金の額が、平成28年度の負担水準から9.1%増の10億6,939万円余と算定され、現行の税率等を改定しない場合には、5,000万円余の不足が生じる可能性があることから提案されたものであり、宇美町国民健康保険事業の運営に関する協議会からも、被保険者数の減少、保険給付費増額などの要因により、一人当たりの保険給付費は一貫して増加傾向にあること、また、福岡県は激変緩和措置の対象要件を厳しくするほか、実施期間を令和5年度までとすることから、税率等の改定をしない場合、今後赤字が累積していく可能性が考えられるため、今回の税率等の改正はやむを得ないとの答申が出されたことの報告も受けました。

具体的な三課税項目の改定内容は、医療分については、宇美町国民健康保険税条例第4条の所得割率8%を9.05%に、第5条の資産割率10%を削除、第6条の被保険者均等割額2万2,000円を2万8,000円に、第6条の2第1号の世帯別平等割額2万4,000円を2万9,000円に改め、次に後期高齢者支援金分については、第7条の所得割率2.4%を2.5%に、第8条の被保険者均等割額1万円を8,000円に、第8条の2第1号の世帯別平等割額1万円を9,000円に改め、また介護納付金分については、第9条の所得割率2.2%を2.1%に、第10条の被保険者均等割額1万1,000円を1万円に、第10条の2の世帯別平等割額1万円を7,000円にそれぞれ改定するものです。今回の平均改定率は7.09%となっています。

実質審査においては、平成30年度から令和2年度までの国民健康保険事業費納付金の推移、令和2年度標準保険料率、改定案検討資料として現行の税率、令和2年度標準保険料率、改定案の比較表、国保加入世帯の世帯構成分布を基にした保険税額シミュレーションなど、詳細な説明を受けました。その後、一般会計から繰り入れ、一般会計の財政状況などについての質疑があり

ました。採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員会の審査経過と結果に対しての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

飛賀委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 国民健康保険料値上げに反対ということで討論いたします。

国保料改定で標準保険料率に変更され、年額で十数万円を超える値上げとなる自治体もございます。年収の一月半に当たる国保料になる方々もいらっしゃいます。国保の加入者は、年金生活の高齢者や非正規雇用者等の低所得者の割合が非常に高いということです。消費税の10%の増税があり、このたびの国保料の値上げも実施され、低所得者の方々に軽減措置があるものの、全体的に見ると、住民の暮らしと、健康と暮らしを破壊し、経済面で生活に苦しい状況が生まれてくると考えられます。

今回の改定で、事業費納付金が5,100万円増加しています。これを一般会計からの繰入れで充当し、被保険者の負担をなくしていただき、せめて現状維持を保ってほしいと思っております。

また、全国知事会でも、公費1兆円を投入し、協会けんぽ並みの負担率にするよう政府に要求しています。また、公費繰入れを続ける市区町村に対して、保険者努力支援制度の交付金を減らすペナルティー措置を導入し、公費繰入れをやめるよう圧力強化をしているように考えられます。こういう観点から、弱者救済の観点から、一般会計からの公費繰入れを行い、被保険者の負担を軽減し、せめて現状維持をしていただくことを切要望し、反対討論いたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、南里議員。

○13番（南里正秀君） 私は、本条例案に賛成の立場から討論させていただきます。

前回の改定は、平成28年度に平均改定率9.31%で実施されていますが、当時の国保運営協議会の答申では、一般会計からの法定外繰入金、いわゆる赤字繰入れの解消、将来の資産割の全廃の必要性が盛り込まれていました。現行の税率等を改定しなかった場合、約5,000万円の不足が生じる可能性が出てきたことから、今回、国保運営協議会で熟議を重ねられた結果、今後の見通しまで考慮し、税率引上げはやむを得ないとの答申が出されています。

平均改定率7.09%という改定は、低所得者層、高齢者層が多い国保加入者にとっては非常に厳しいものであることは間違いありません。しかしながら、一般会計から国保会計へ法定外繰入れした場合、ペナルティーが課され、事業費納付金の額が増えるなど、法定外繰入れをしない理由も明確にされていること、長年の課題であった資産割の廃止に踏み切ったこと、また、今回も低所得者に対して十分配慮しつつ、あらゆる角度からシミュレーションを行い、綿密な検討がなされたことは十分評価できます。

今後は、増え続ける保険給付費をいかに抑えるかが課題であり、生活習慣病対策などに積極的に取り組んでいく必要があります。

以上のことから、国民皆保険制度の存続のためには、苦渋の選択ではありますが、今回の改定について賛成ということで、私の討論を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 国民健康保険税条例の一部を改正について、賛成の立場から討論をいたします。

平成30年度の制度改革により県が国保財政運営を担うこととなり、2年が過ぎようとしておりますが、宇美町においては、以前1億を超える赤字が続いていたところ、制度改革後は赤字が大幅に縮小されております。一つは、平成28年度に行った税率改定が功を奏したのではないかと思います。それでも、来年度においては5,000万円余の不足が生じる見込みとなっていることや、資産割の課税問題も残っているため、今回の改定はやむを得ないと考えます。

また、改定の内容を見ますと、資産割の廃止のほか、低所得者に配慮すべく応益割、応能割のバランスも考えている内容となっていることから、賛成討論といたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。これで討論を終わります。

これから、議案第7号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第8号

日程第3. 議案第9号

日程第4. 議案第10号

日程第5. 議案第11号

日程第6. 議案第12号

日程第7. 議案第13号

日程第8. 議案第14号

日程第9. 議案第15号

日程第10. 議案第16号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、議案第8号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第16号 宇美町森林環境譲与税基金条例についてまでを一括議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。小林条例審査特別委員会委員長。

○条例審査特別委員会委員長（小林征男君） 改めて、おはようございます。

宇美町町議会議長古賀ひろ子殿、条例審査特別委員会委員長小林征男。

条例審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

委員会開催日、令和2年3月5日。

事件の名称、議案第8号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例について。

水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に関する手数料について所要の規定を整備されるものです。

内容は、指定給水装置工事事業者の更新制度が創設されたことにより、指定給水装置工事事業者の指定の申請手数料及び更新申請手数料を新設するなどの改正です。

審査の過程では、新設される手数料の次年度の歳入見込額について質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第9号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録の資格について所要の規定を整備されるものです。

内容は、成年被後見人であることをもって、一律に印鑑登録が制限されることのないよう、個別に審査する仕組みへと改めるため、印鑑登録を受けることができないものとして規定されてい

る成年被後見人の文言を意思能力を有しない者として規則で定めるものに改めるなどの改正です。

格別質疑もなく、採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第10号 宇美町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、宇美町消防団員の欠格条項について、所要の規定を整備されるものです。

内容は、欠格条項に規定されている成年被後見人または被保佐人の文言を削るなどの改正です。

格別質疑もなく、採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第11号 宇美町立こども療育センター条例の一部を改正する条例について。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、こども療育センター使用料について所要の規定を整備されるものです。

内容は、こども療育センター使用料の額の算定に用いる規定を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定から児童福祉法の規定に改めるなどの改正です。

格別質疑もなく、採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第12号 宇美町改良住宅等条例の一部を改正する条例について。

昭和町町営住宅建替事業に伴い、新規住宅の設置及び旧住宅の廃止について、所要の規定を整備されるものです。

内容は、新規住宅昭和町町営住宅2棟の設置に関する規定を追加し、廃止となる旧住宅に関する規定を削るものとする改正です。

審査の過程では、昭和町町営住宅2棟の年間家賃収入額、起債の償還期間及び1年当たりの返済額についての質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第13号 宇美町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、服務の宣誓について所要の規定を整備されるものです。

内容は、会計年度任用職員の服務の宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができるようにする改正です。

格別質疑もなく、採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第14号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の適正配置を行うため、主幹の設置について所要の規定を整備されるものです。

内容は、級別職務分類表の5級に主幹を追加する改正です。

審査の過程では、主幹の業務内容、管理と監督について、役職の今後の計画についての質疑がありました。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第15号 宇美町多職種連携地域ケア会議設置条例について。

地域における包括的かつ継続的なケア推進のため、宇美町多職種連携地域ケア会議の設置について、所要の規定を整備されるものです。

内容は、地域における包括的かつ継続的なケア推進するにあたり、保健、医療、福祉及び介護の専門的な見地から助言を求めるため、宇美町多職種連携地域ケア会議を設置するものです。

格別質疑もなく、採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第16号 宇美町森林環境譲与税基金条例について。

森林環境譲与税の創設に伴い、国から譲与される森林環境譲与税を、町が実施する森林の整備及びその促進に要する経費の財源として積み立てるため、基金の設置することについて所要の規定を整備されるものです。

内容は、森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、宇美町森林環境譲与税基金を設置するものです。

審査の過程では、国と県の各取扱い、予算書において特定財源の表記についての質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員会の審査経過と結果に対しての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

小林委員長、議席に戻ってください。

念のために申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、議案第8号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 宇美町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 宇美町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 宇美町立こども療育センター条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 宇美町立こども療育センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 宇美町改良住宅等条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 宇美町改良住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 宇美町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 宇美町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、脇田議員。

○9番（脇田義政君） それでは、賛成討論を行いたいと思います。

地方分権法を一括施行後以来、市町村の事務は飛躍的に増大し、かつ複雑化、多様化しております。なおかつ専門化もしております。そういった状況の中で、職員が日々担う各分野の職を一定の基準の基に分類して、全体組織の体系の中で、その位置づけとか、あるいは職務の性格、あるいは内容を明確にすることによって、限られた職員数で多様化する事務をより効率的に処理するためであると思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。これで討論を終わります。

これから議案第14号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 宇美町多職種連携地域ケア会議設置条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 宇美町多職種連携地域ケア会議設置条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 宇美町森林環境譲与税基金条例について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、脇田議員。

○9番（脇田義政君） それでは、賛成討論を行います。

譲与税は、国税として賦課徴収され、その全額が地方団体に譲与される税であります。今回の創設は、地球温暖化対策として森林の果たす役割、機能に着目し、その森林の整備、あるいは保全、その促進のために今後行う事業にその税を充てるために、特定目的基金として基金を設置するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから議案第16号 宇美町森林環境譲与税基金条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第22号

日程第12. 議案第23号

日程第13. 議案第24号

日程第14. 議案第25号

日程第15. 議案第26号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第11、議案第22号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算についてから日程第15、議案第26号 令和2年度宇美町一般会計予算についてまでを一括議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。飛賀当初予算審査特別委員会委員長。

○当初予算審査特別委員会委員長（飛賀貴夫君） 宇美町議会議長古賀ひろ子殿。当初予算審査特別委員会委員長飛賀貴夫。

当初予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

委員会の開催日、令和2年3月12日、16日。

事件の名称、議案第22号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ4億5,893万1,000円とされており、前年度と比較すると2,415万5,000円の増額となっています。

歳出については、1款総務費1,174万円は人件費を中心とした総務管理費、保険料徴収に係る徴収費です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金4億4,559万1,000円は宇美町で徴収する保険料などの納入金であり、3款諸支出金は60万円、4款予備費は100万円です。

歳入については、1款後期高齢者医療保険料3億1,216万2,000円は保険料収入見込額で、2款使用料及び手数料6万2,000円は保険料督促手数料です。

3款繰入金1億2,530万7,000円は、職員給与費等繰入金と保険基盤安定繰入金で、一般会計からの繰入金です。

4款繰越金2,070万円は前年度からの繰越金で、5款諸収入70万円は延滞金と過年度保険料等負担金です。

審査の過程では、会計年度任用職員の勤務日数及び期末手当、時間外勤務手当の予算額、保険料の徴収率についての質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

次に、事件の名称、議案第23号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計予算。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ40億6,146万4,000円とされており、前年度と比較すると1,323万円の減額となっています。

歳出については、1款総務費5,341万9,000円は、職員4名分の人件費などを含む一般管理費、国民健康保険団体連合会負担金、賦課徴収費及び運営協議会費です。

2款保険給付費27億9,907万円は、療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などが主な内容です。

3款国民健康保険事業費納付金10億6,939万7,000円は、県に納付する医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分です。

4款共同事業拠出金は5,000円、6款保健事業費は3,070万3,000円です。

7款公債費51万円は一時借入金の利子で、8款諸支出金336万円は保険税還付金及び還付加算金です。

9款繰上充用金1億円は前年度の赤字に対する繰上充用金で、10款予備費は500万円です。

歳入については、1款国民健康保険税7億685万3,000円は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険税収入です。

2款使用料及び手数料40万円は、保険税督促手数料です。

3款国庫支出金177万4,000円は、社会保障・税番号制度システム整備に対する補助金、

4款県支出金28億3,958万2,000円は、普通交付金及び特別交付金です。

5款繰入金3億520万9,000円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金です。

7款諸収入2億764万6,000円は、保険税の延滞金、被保険者第三者納付金、歳入欠かん補填収入などです。

審査の過程では、時間外勤務手当の対象人数及び実績額、係員の人数、出産育児一時金支給対

象見込み件数及び実績件数、保健事業の会計年度任用職員の人数、勤務日数及び業務内容、県支出金の減額理由についての質疑がありました。

また討論では、1名の委員から反対討論がありました。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第24号 令和2年度宇美町上水道事業会計予算。

給水戸数1万4,107戸、年間配水量316万立方メートルなどを業務の予定量として予算編成されており、令和2年度における純利益の見込みは2,070万4,000円余、年度末資金残の見込みは4億3,597万円となっています。

収益的収入については、1款水道事業収益7億6,439万6,000円は、水道使用料などの営業収益、給水申込みに伴う一般負担金など営業外収益です。

収益的支出については、1款水道事業費用7億2,936万8,000円は、人件費、各施設動力費、福岡地区水道企業団等からの受水費、減価償却費などの営業費用、企業債利息などの営業外費用、貸倒引当金繰入額の特別損失及び予備費です。

資本的収入については、1款資本的収入3,015万円は、固定資産売却代及び工事負担金です。

資本的支出については、1款資本的支出3億4,415万3,000円は、9口分の企業債償還金、配水設備工事費などの改良費及び予備費です。

審査の過程では、質疑が多数なため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第25号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算。

処理戸数1万2,330戸、年間総処理水量251万立方メートルなどを業務の予定量として予算編成されており、令和2年度における純利益の見込みは1億3,600万8,000円余、年度末資金残の見込みは5,737万3,000円となっています。

収益的収入については、1款下水道事業収益10億954万3,000円は、下水道使用料などの営業収益、長期前受金戻入などの営業外収益、過年度分下水道事業受益者負担金などの特別利益です。

収益的支出については、1款下水道事業費用8億7,494万6,000円は、流域下水道維持管理負担金、減価償却費などの営業費用、企業債利息などの営業外費用及び予備費です。

資本的収入については、1款資本的収入4億9,349万2,000円は、企業債、一般会計繰入金の他会計負担金、社会資本整備総合交付金などの補助金及び下水道事業受益者負担金などの負担金です。

資本的支出については、1款資本的支出8億5,933万8,000円は、下水道築造工事などの建設改良費、80口分の企業債償還金、基金積立金及び予備費です。

審査の過程では、質疑が多数なため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第26号 令和2年度宇美町一般会計予算。

歳入歳出予算総額はそれぞれ119億5,863万2,000円とされており、前年度と比較すると3億414万5,000円の増額となっています。

歳出については、1款議会費1億1,265万円は、議員報酬等及び議会運営経費です。

2款総務費16億5,222万7,000円は、庁舎維持管理費、ふるさと宇美町応援寄附事業費、地域コミュニティ支援事業費、100周年事業推進事業費、情報システム共同化事業費などです。

3款民生費48億4,745万3,000円は、児童手当関係経費、特定教育・保育施設運営経費、障害者自立支援給付事業費、後期高齢者医療関係経費、介護保険関係経費などです。

4款衛生費12億3,181万8,000円は、ごみ処理事業費、リサイクルセンター管理費、予防接種事業費、浄化センター管理費などです。

5款労働費2,037万1,000円は、働く婦人の家運営経費です。

6款農林水産業費1億2,223万円は、農業基盤保全事業費、森林機能保全事業費、農業振興事業費などです。

7款商工費3,731万6,000円は、商工業活性化事業費、観光促進事業費などです。

8款土木費11億9,767万3,000円は、流域関連公共下水道事業会計繰出金、道路橋りょう維持管理費、公園管理・整備事業費、町営住宅建設事業費などです。

9款消防費4億9,810万5,000円は、粕屋南部消防組合管理費、消防団活動支援事業費などです。

10款教育費12億1,921万9,000円は、幼保無償化に伴う施設等利用給付費、学校給食管理費、就学援助事業費、学校教育推進事業費などです。

11款災害復旧費400万円は、農林業施設及び公共土木施設等の単独災害復旧費で、12款公債費9億9,557万円は、地方債元金償還金、地方債利子及び一時借入金利子です。

歳入については、1款町税36億4,796万6,000円は、町民税、固定資産税、町たばこ税及び軽自動車税です。

2款地方譲与税は9,207万8,000円、3款利子割交付金は240万円、4款配当割交付金は1,300万円、5款株式等譲渡所得割交付金は800万円、6款地方消費税交付金は6億

6,400万円、7款自動車税環境性能割交付金は2,800万円、8款地方特例交付金は4,000万円、9款地方交付税は26億1,099万6,000円、10款交通安全対策特別交付金は533万8,000円です。

11款分担金及び負担金7,191万1,000円は、保育園費負担金、保健衛生総務費負担金などです。

12款使用料及び手数料1億9,043万3,000円は、塵芥処理手数料、公営住宅使用料、諸証明手数料などです。

13款国庫支出金16億8,316万7,000円は、児童手当給付費負担金、障害者福祉費負担金、施設型給付費等負担金、防災・安全社会資本整備交付金などです。

14款県支出金10億7,607万2,000円は、障害者福祉費負担金、施設型給付費等負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金、児童手当給付費負担金などです。

15款財産収入1,961万4,000円は、町有地の売払収入及び貸付収入などで、16款寄附金は2億円、17款繰入金は6億2,451万5,000円、18款繰越金は1億3,000万円です。

19款諸収入2億3,094万2,000円は、介護保険雑入、清掃雑入、総務管理雑入などで、20款町債は6億2,020万円です。

審査の過程では、質疑が多数なため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきました。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員会の審査経過と結果に対しての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

飛賀委員長、自席に戻ってください。

ただいまより11時10分まで休憩に入ります。

10時57分休憩

.....
11時10分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

念のために申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、議案第22号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計予算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和2年度宇美町上水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号 令和2年度宇美町上水道事業会計予算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和2年度宇美町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 一般会計当初予算について、賛成の立場から討論をいたします。

令和2年度一般会計予算歳入歳出総額は、それぞれ119億5,863万2,000円、前年度比2.6%増と、近年財政状況が厳しい厳しいと言われながらの予算編成であります。削減ばかりではなく、選択と集中で必要な事業に予算配分を行うなど十分に精査され、バランスの取れた予算編成であると思評価します。特に町制施行100周年事業に対する予算計上や、庁舎延命措置による庁舎外壁屋上防水改修工事などの予算措置、会計年度任用職員に係る制度については、一般財源の負担増となりますが、働き方改革による任用職員の処遇改善が図られ、理解できるものです。今後は機構改革も行われていることから、令和2年度においては一層の事務の効率化に努めていただき、迅速かつ積極的にさまざまな課題に取り組んでいただくことを要望、期待するとともに、私も一議員としてでき得る限りの協力を行うことをお約束し、賛成討論とします。

それから最後に、この場をお借りして、今期で退職される皆様に、長年にわたり公僕精神で宇美町の発展のために御尽力いただき深く感謝いたします。この議場には、安川こどもみらい課長、在職38年、藤木都市整備課長、在職38年を勤めてこられたお二人がおられます。両名とも政策調整監として重責を兼務されながら、抜きん出たリーダーシップを発揮し、各課をまとめてこられました。安川こどもみらい課長におかれましては、子育て支援事業費、こどもみらい課の立ち上げに伴うこども教育総合支援センター運営経費、町立保育園の民営化に係る特定教育・保健施設運営経費などの予算折衝を、藤木都市整備課長は、道路橋りょう維持管理事業費、都市計画街路整備事業、公園管理整備事業等々の予算折衝を、町の発展、町民の安全安心を願われ、また、宇美町の次世代を担う子どもたちのために鋭意努力されたことに対し、心から感謝を申し上げ敬意を表します。後を引き継がれる職員の方々には、両課長の町民に対する思いを受け継いでいた

だき、適正な予算執行を願うところです。今後は、お二人とも指導監として町政に関わると聞き及んでおります。今後の町の発展と、後身の育成にも御尽力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論ありませんか。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） それでは、簡潔に賛成討論を行いたいと思います。

会社経営も、行政経営も同じことだと私は思っております。財政の健全化、財政の安定化、これに努めなければならないのではないかと思っております。プライマリーバランスですね。一般会計当初についていろいろ見ましたが、プライマリーバランスの黒字化になっているなど、喜ばしいことだと思っております。基礎的財政収支が3億円もの黒字、うれしく思っております。現実化になるように努めなければならないと思っています。

それと、本定例会におきまして、今日が最後の最後、最終日でございます安川課長、藤木課長ですね。半世紀に近く、極端に言えば行政一本御尽力、艱難辛苦あったことでしょう。おそらく走馬灯のように今までの思いを感じられていると思います。本当に御苦労さまでした。安川課長におかれましては、私の昨年6月の一般質問、出会いの場を提案しましたが、これを苦労されたことだと思えます。今年度、新年度、多分秋口でしょう。一本松公園において青年団と町が合同といいますか、バーベキュー大会、これをされる計画と、もううれしく思っております。藤木課長におかれましては、フットワークがいいんですね。もう現場に同行したり、もうフットワークのよさは、今思い返されます。宇美西口の交差点の改良も、来年3月度には改良されることになっていくだろうと思っています。また内野川、洪水の危険が一番高い内野川においても、新年度モデル地区として整備がされることになればいいなと思っております。

以上、簡単簡潔であります。以上をもって賛成討論といたしたいと思えます。まだ賛成の意思を固めていない議員に対して賛成を促して、私の賛成討論を終わりたいと思えます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。これで討論を終わります。

これから議案第26号 令和2年度宇美町一般会計予算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり

可決されました。

追加日程第一 議案第27号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、議案第27号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

議案第27号でございます。宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する育児休業の適用等について、所要の規定を整備する必要がございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

本議案につきましては、本来であれば、通常日程の中で議案として御提案させていただくところでございますが、実は、この4月から会計年度任用職員の運用始まることに伴いまして、これまで13の議案を提案、改正等の提案をさせていただいておりました。本議案が最後の14件目になるわけでございますが、非常に事務が煩雑で、追加提案になったことを深くお詫び申し上げたいと思います。

それでは、具体の説明をさせていただきます。

ページをおめくりください。1ページから5ページまでが改正案をつけております。その後ろ、6ページから14ページまでにつきましては新旧対照表をつけております。今回改正する条例案につきましては、非常に内容が煩雑になっておりますので、後ろに概要版をつけております。ページ15ページから概要版になっておりますので、説明につきましては、これにより説明を行いたいと思います。

15ページをお願いいたします。

縦横になっておりますが、宇美町職員の育児休業等に関する制度の新旧対照表ということで、上段下段という形で、現行と改正後という形に分けております。

まず現行でございますが、現在、育児休業等に関する条例につきましては、宇美町の一般職または常勤職員に関してのみ制定がされており、現在の制度の中では、同じ一般職ではありますが、非常勤職員や臨時職員また現行特別職員である嘱託職員に関しましては、要綱の範囲の中で育児休業等に関する規則を制定していたというような形になっておるものでございます。これが、4月1日以降、全ての常勤・非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員も含めたところで一般職になるという形で、現行の宇美町育児休業等に関する条例の中で全て網羅するという形の改正を行

うものが、今回の提案の内容になるものでございます。

ページをおめくりください。16ページになります。16ページ、17ページが、改正する内容の主なところになるわけでございます。表につきましては、項目としてAから最終的にJまでという形で付番をつけております。

まずは、A欄の非常勤職員の育児休業の取得に係る要件を追加したものという形で、条例第2条に関するところでございますが、内容のところ、大まかに3点ございます。

まずは、対象となる者につきましては、会計年度任用職員であって、日給制の者で在職1年以上で、週3日以上勤務または年間で121日以上勤務をする者、これが育児休業の条例に該当する職員になるものでございます。

また、②の中で中段になりますが、育児休業をしている子が1歳到達日において保育所への入園が困難なとき等の場合ということで、具体的には、育児休業を行っておる職員につきまして、保育園の入園が困難な場合について該当するというような形のものが定められております。

③の中では、育児休業の期限の年度末を翌年度に更新する場合ということで、会計年度任用職員は会計年度で雇用をしておりますので、翌年度にまたぐ場合にあっては、これを該当するというもので定めるものでございます。

中段B欄になりますが、非常勤職員の育児休業を行うことができる期間を追加したものということで、条例第2条の3に該当するものでございます。

具体的には、①になりますが、育児休業の期限は、基本的に養育する子の1歳到達日までという形で定めるものでございます。

また、②、③には、特例になりますが、配偶者が併せて育児休業を行う場合に関しては、養育する子の1歳2か月まで延長が可能。また、その下になりますが、養育する子が1歳から1歳6か月であるときであって、その子が1歳到達日において育児休業をしており、かつ保育所への入園が困難なとき等には、1歳6か月まで延長が可能ということで、それぞれ1歳が一応限度となっておりますが、特例として1歳2か月、1歳半までの延長が可能と定めるものでございます。

一番下のC欄になりますが、非常勤職員の子どもの養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合を追加したものでございます。条例の第2条の4に該当するものでございますが、養育する子が1歳6か月から2歳であるときであって、その子が1歳6か月到達日において保育所への入園が困難なとき等は、再度の更新を認めるものという形になるものでございます。非常に分かりにくいですが、基本的に年度をまたぎ1歳6か月を超えても、さらに保育所の入園が困難な場合にあっては、再度の更新を認めるというものでございます。

ページをおめくりください。17ページでございます。

D欄でございますが、非常勤職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情を追加する

ものとして、条例第3条第8号に該当するものでございます。再度の育児休業の期限の年度末を翌年度に更新する場合という形で、再度、育児休業を既にとっている者が再度の育児休業の申請をする、また、さらにそれが年度末をまたいでいるという場合にあっては、翌年度に更新することができる。非常に分かりにくいですが、基本的には、年度をまたいで更新していくものであると言いたい形のものになるものでございます。

E欄とF欄に関しましては、非常勤職員の部分休業の取得に関する要件を追加したものと、基本的に該当をする者につきましては、在職1年以上、週3日、年間121日以上の方であって、単位に関しましては30分単位、一日当たり2時間を上限とするという形で、これは私たち職員に全て合わせているものでございます。

その他の事項について、規定を整備するものとしてG欄からJ欄まで4つございますが、これに関しては、私たち一般常勤職員も含めた中で、養育里親というものが今含まれておりません。これは、法の中でこの養育里親も対象とするという形で、育児休業等の対象となる子の範囲を今回新たに含めたという内容になるものでございます。内容につきましては、御一読していただけたらと思いますので、説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この対象者の人数についてお伺いしたいと思います。121日が切れ目になっているようですね。月10日で雇う方、また月8から9で雇う方、この方々は対象から外れると思いますね、それだと。121日以上働いている会計年度任用職員が何人なのか。また、これから外れる月10日で雇うとする方、また月8から9で雇うとする方、それぞれ何人ずつが対象になるんですか。それと……。まず、そこを聞きます。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） この会計年度任用職員には、冒頭説明を行いました、月給制の者と日給制の者がおりますということで、月給制の者は全て該当ということになります。これが89名。それと……。発言する者あり）はい。これは月給制の者ですね。現行嘱託職員と呼ばれている者でございます。それと、日給制の者につきましては、議員おっしゃられますように、基本的に週3日以上、それと年間121日以上という形で差があるわけでございますが、基本的に週3日以上という計算になりますと、年間で考えますとかなりの日数になるわけでございますが、働く時間が違いますので、基本的には13日以上という形、一日7.75時間以上働く者として、13日以上の方が該当をしていくというところでございます。

じゃあ、何人いるのかというところでございますが、来年度に関しましては、この要件を満た

している者としては、保育士であったり、また学校支援員とか、そういう資格を持っている非常勤職員で、これは一般会計の予算審査の中でもお話を差し上げましたが、職員によって資格を持っていてもフルタイムでは働けない、5分の4等でも扶養の関係とか、いろんな内容があるので、日々雇いで雇っていただきたい、まあ日給制ですね、で雇ってほしいという職員もおります。そういった者に関しては、今回会計年度任用職員であって資格を持っていても、日給制の者として雇上げを行うという者がおりますが、これらの者については、日にちが13日以上の方が何人かおります。それらの者については、今回該当をしているというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 何人いるんですかと聞いたんです。月に8から9、要するに、該当に漏れた方の内訳も知りたいんですよ。8から9以上の方が何人か、月10日以上で日給雇いの方が何人かと聞いたんです。外れた方の人数が知りたいんです。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

学校支援員が2名、それと保育士ですが、ちょっと具体の人数が分かりません。というのが、日数がばらばらなんです。取りあえず13日働きたいという職員も含めて18名という形で出ておりますが、その中、月10日でもいいという者もおりますし、11日でもいいという者も、まあこれは日数の調整を行っていくという形でございます。あと、埋蔵文化物……。これはちょっと違いますね。該当しているのは以上になります。それ以外は該当しておりません。前回お答えしましたように、来年度採用する日給制の者につきましては126名という形でおりますので、100名ほどの者に関しては、この育児休業には該当しないという形になるものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） その外れた121名ですかね。この方々も一応今、前々では非常勤の地方公務員なんです。きちんとその方々も対象に入れる、特に女性が多いんで、その女性の方々の権利をしっかり守るという意味でもありますし、これから子育て支援しっかり宇美町やっという中で、なぜそれだけ区別しないといけないのか、その方々を含めることがなぜできないのか、説明していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） なぜというところでございますが、法で定められているからでございます。週当たり3日、年間で121日というのは、法で定められております。法に該当していないから含まれないということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 今日この条例案が出ましたけど、今も説明ありましたけど、この説明、私まだ全然把握できていないですよ。精査もされていない。それで賛否を問うたって、どう賛成反対するのか。ちょっと性急し過ぎるんじゃないですか。もっと、条例ですから、話合いの場があつてしかるべきじゃないんですか。それを短期間で、皆さん同意を何をもって賛成反対されるか分かりませんが、これ一読してくださいということなんだけども、読む時間もないですよ、今この議会で。枝葉末節的じゃないですか。根幹から外れていますよ。もっと条例案ですから、もっと話合いをした後で、ここに上程されるべきものじゃないですか。内容はともかく、私もうほんと把握、掌握できませんよ。それを、この何分間の間に賛成反対を採ると。これはいかなるものですか。おかしいですよ。6月の定例会で上程というのは不可能なんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） ちょっとどのように回答していいのかが非常に難しいところでございます。いずれにしても、4月1日から施行される会計年度任用職員の制度につきましては、全国統一の中で話が動いております。今回の育児休業の関係につきましても、法の中で整理をなさいます。これまでは、実は、冒頭申し上げましたが、非常に曖昧な中で非正規職員の雇用について、特に本町に関しましても、一般職として非常勤職員さん、いわゆるパートタイマーの方たち、それと臨時職員さん、これに関しては、半年を上限として2回延長ができるという職員であります。これらについての育児休業というものは、全く認められておりませんでした。今回、法の整理の中で、全てが一般職員になるという形で、我々職員と同等の扱いをするような形の条例整備をなさいますという形で通達がされたものでございます。

私たち、これに向けまして、事務チームで整理を行っております。実は、条例で14条例ございますが、これ以外に規則で4規則、それと要綱等が17要綱ございます。全部で35の条例規則、要綱等の整理を今行っているところでございます。非常に事務が煩雑になっておりますが、基本的に今回の育児休業等に関しても、一般職員に合わせたもの、それと法に基づいて、まあ日数の制限はございますが、幅広く運用されるということで、結果、この会計年度任用職員の方々に關しましても、不利益な部分ではなくて、広く認められるほうに動いておりますので、非常に事務が煩雑であったといったところから遅れたことに関してはお詫び申し上げますが、いずれにしても、法の中でやっていくものでございますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） いや、だから、私、内容についてはまだ熟読していなから、賛成反対はできないと言っているんですよ。だから、この3月の定例会じゃなくて、6月の定例会に上程でき

ないのかということです。内容についてはまだ、説明はあったんだけども掌握できません、まだ。そういうことを言っているんです。だから、短期間にこの賛否を皆さんどうやって賛否を採るのかと、熟読していないのね。いい加減に賛否採っているのかという話になってくるんですよ。だから、そういったこれを精査する期間を与えてくださいと言っているわけです。だから、6月の上程ではだめなんですかと聞いているんですよ。それをちょっと答えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 施行日が4月1日ということで、これに間に合わせるように追加提案をさせていただいたという形で御理解していただけたらと思います。今日初めて読む内容であるということで、短時間の中で判断ができないと議員おっしゃられるところがございますが、先ほどから申し上げておりますように、私たち一般職と同じような形で今回の会計年度任用職員も育児休業が認められる者となるものでございます。非常に文章にすると分かりにくくなっておりますが、私たち職員と同じ形で育児休業ができるという形になるというものでございますので、その点について御理解いただけたらと思うところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それで、先ほどの話なんですよ。月8日で区切ってしまおう。これまで10日で雇った人を、またさらに切ってしまうと。私、こういった方々にこういった育児休業の救いの手、伸ばせないのかなと思っています。条例の中で定めれば、できるんじゃないでしょうか。そこをあえて全部切ってしまうと、私、社会教育関係団体のところでもちょっと言ったんですけど、いい人材というのが集まってこないんじゃないかなと。あなたは、この方々は事務補助ですよと、重要な仕事はさせませんとか、そういった形で言っていますけど、こういった方々を大切にする、そして、能力・スキルアップをちゃんとやっていくことによって、職員の負担というのが減ってくるんです。優秀な、まあ私も経験ありますけど、優秀な非常勤の方が来ていただくと、非常にありがたいんですよ。それが、例えば、ワードもエクセルもできない、ただ文書をコピーするだけみたいな人を募集してもしょうがないですよ。だからこそ、こういった方々に育児休業の手をちゃんと差し伸べて、まあ会計年度だから1年ごとの雇いしかならないと思うんですけども、更新もできますよ、これは。そういった中で、会計年度任用職員しっかりスキルアップさせていく。そのためには、いい人材を確保していく。救いの手って、そういったとこに伸ばせないですか。条例できちんと検証すれば、できるんじゃないかなと。できない根拠、上位法の説明も含めて、私はできるんじゃないかなと思うんですけどね、答えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 条例化すればできるのではないかとこのところでございますが、それはもちろん可能だと思います。（発言する者あり）はい。法で定めているところは、下限を言っ

ているところですね。だから、法で認めるところに関してはそこ、あとは、町の条例でどうするのかというのは、別の問題としてあるのかなと思っております。ただ、何のメリットがあるのかと言ったら、何のメリットもないと思います。会計年度任用職員でございますので、育児休業を取られましたという、収入も何もありません。保険があるわけでも何でもありません。その日数が少ない方に関してはですね。社会保険等に参加されているとか、そういうことであれば話は変わってくると思いますが、それが13日以上職員になるのではないかなと思うところがございます。日数が少ないので、結局日給制の者という形になりますので、基本的にそれらの方に育児休業を取らせました、収入も何もありません、ただ仕事に来ないだけですというだけになります。それが育児休業なのかと言ったら、だから、翌年度更新するということがつながりになるのかもしれないですけど、それは今もやっておりますので、何らそのメリット、デメリットに関しては発生しないのかなと思うところがございます、日数の少ない方に関してはですね。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） メリットが発生しないという問題じゃないと思いますよ。次の年にきちんと雇用を確保するとか、そういったことが大きなメリットじゃないですか。育児休業というのをもうちょっと勉強されたほうがいいと思いますよ、はっきり言って。そういったことをきちんと対象に含めていく。上位法でできなければ、条例できちんと定めていく。私、次の年にきちんと雇用を確保しておくって、大事なメリットだと思いますよ。

あと、育児休業ですかね。日給制で払っている者、上限をある程度加減しながら、育児休業のところを出た分、早く上がる時なんかもありますよね、授乳とかしたり。そういったところをきちんと認めていくというのは、大きなメリットじゃないですか。今の発言に対して、しっかり答えてくださいよ。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） お答えいたします。日給制で月8日とかで働かれています方たちが、もしも育児休業を取られたら、同じような方を雇わないといけないということになりますね。というところで、基本的に月8日で、今回日数が少ない方はアルバイトとか、パートタイマーとかという形での日給制の方たちという形で理解しております。これは、例えば、確定申告の時期であったりとか、選挙のときに、繁忙期に集めるアルバイトの方たちと同じ理解をしております。ということで、基本的に日数が少ない方は、あくまでもアルバイトであって、育児休業等を保証する必要はないと私は思っております。逆に、役所としては、雇用の機会を広く与えることに必要性があるんじゃないのかなと思います。だから、アルバイトの方に関しても、先ほど議員は人材育成というお話をされましたが、逆に責任のある仕事をアルバイトの人にさせてはいけ

ないという指導をしております。というのは、当然ですけど、公務災害があつたりとか、いろんな内容があります。基本的には、アルバイトの方たちに関しては、職員の指導の下で責任のない仕事をさせているというのが実情です。それらの方に関しては、広く公募もしておりますし、同じ方をずっと雇い続けるということに問題があるというところで、広く公募をしながら、いろんな方、町民の方でアルバイトをしたいという方たちに対して広く門戸を広げているという形で御理解していただけたらと思うところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

追加日程第二、議案第28号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第二、議案第28号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤財政課長。

○財政課長（工藤正人君） 失礼します。まずは、説明に入ります前に、今回の補正予算につきましては、国からの通知によりまして、緊急に補正予算を編成する必要が生じたものでございます。したがって、大変申し訳ないんですが、この議案の提出が審議いただく当日、本日となりましたことに関しましては、まずをもってお詫びを申し上げたいと思います。

提出している分につきましては、補正予算の第8号、それから、議案資料綴で事業一覧表と一緒に配付させていただいておりますが、今回は歳出に係ります全項目について、事業一覧の中に説明をつけさせていただいておりますので、そちらも御参照いただきながら審査していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明に入ります。

議案第28号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第8号）の説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

平成31年度宇美町一般会計補正予算(第8号)につきましては、歳入歳出それぞれ2,331万円を追加いたしまして、予算総額を132億9,896万5,000円とするものでございます。本補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の実施に伴いまして必要となる経費を計上するものでございます。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費4目子育て支援事業費、放課後児童健全育成事業費では、新型コロナウイルス感染症対策に伴います小学校の臨時休校により、学童保育所を3月2日から24日までの間の平日におきまして午前中から開所することとしたため、その経費といたしまして、放課後児童クラブ運営業務委託料を531万6,000円増額、また、感染拡大防止のため、放課後児童クラブ11クラブございますが、11クラブにおいて、マスクや消毒液等の消耗品及び備品の購入に係る経費の補助といたしまして、放課後児童健全育成事業費補助金550万円を計上いたしております。

次に、5目保育園費、町立保育園運営経費では、これも感染症対策を目的としまして、消毒液等の購入費で消耗品費を2万円、空気清浄機等の備品購入費を198万円計上いたしております。

次の特定教育・保育施設運営経費では、私立保育園及び認定こども園に対して、感染症対策を目的とした、同じになりますが、消耗品費及び備品購入に係る経費の補助として、保育環境改善事業費補助金を5園分で計250万円を計上いたしております。

その下の特定地域型保育事業費では、同様の理由によりまして、地域型保育施設2園に対する消耗品及び備品購入に係る経費の補助として、保育環境改善事業費補助金を74万円計上いたしております。ここまでにつきましては、国庫補助が10分の10ということになっております。

次の18、19ページをお願いします。

10款教育費7項保健体育費3目学校給食費、学校給食管理費では、保護者の負担軽減のため、臨時休業中の学校給食の食材費を保護者に返還する経費といたしまして、学校給食返還負担金、これを125万4,000円計上いたしております。この経費に対する補助は4分の3となっております。

最後に、小中学校の臨時休業により学校給食が中止となっておりますが、学校給食再開に向けまして、委託先の調理業者等が消毒器等の設備や消耗品などを購入する経費といたしまして、8業者分で600万円を計上しておるところでございます。この経費に対する補助につきましては、3分の2となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

13款国庫支出金2項国庫補助金3目民生費国庫補助金では、放課後児童健全育成事業費補助金1,081万5,000円と保育対策総合支援事業費補助金524万円を計上いたしております。

17款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金231万5,000円の増額は、本補正予算で不足する分の財源といたしまして、基金の取崩しを行うものでございます。先ほどの100%補助でなかった分の残りの一般財源分が、この金額になるものでございます。

次に、19款諸収入7項雑入8目雑入では、学校臨時休業対策費補助金を494万円計上いたしております。これは、歳出の学校給食管理費で計上しております経費に対する歳入が、原資は国庫でございますが、一旦各都道府県の学校給食会に交付され、市町村にはこの学校給食会から補助が交付されるということになりますため、この雑入のほうで計上をするものでございます。

次に、また戻りますが、4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正は、3件の追加を提案するものでございます。これは、先ほどの備品や消耗品の購入が年度をまたごすことも当然あり得るところで、限度額を設定するものでございます。1件目が、3款民生費2項児童福祉費、事業名が放課後児童健全育成事業費補助事業で、金額を550万円と定めるもの、2件目が、3款民生費2項児童福祉費、事業名が保育環境改善事業で、金額を524万円と定めるもの、3件目が、10款教育費7項保健体育費、事業名が学校臨時休業対策費補助事業で、金額を600万円と定めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

追加日程第三 発議第1号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第三、発議第1号 宇美町子ども・子育て支援条例についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 発議第1号 宇美町子ども・子育て支援条例について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。令和2年3月11日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、宇美町議会議員飛賀貴夫、賛成者、宇美町議会議員、白水英至、同じく、小林征男、同じく、脇田義政、同じく、黒川悟、同じく、吉原秀信、同じく、藤木泰。

提案理由。近年、社会の急激な変化に伴い、少子化や子どもの貧困、児童虐待等の様々な問題が生じており、宇美町もその例外ではない。町制施行100周年を迎える宇美町の次の100年を担っていく子どもたちの健やかな成長を願い、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、地域全体で子どもや子育て家庭を支え合う町を実現するためにも、根拠、理念となる条例が必要であり、この条例を宇美町民の共通認識として、子育てをするなら宇美でを合い言葉に、社会全体で子ども・子育て家庭を支援する体制づくりを行っていく必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。

次に、本条例の主な概要を申し上げます。

本条例案は、前文と全6章から成る本文22条及び附則で構成されております。

前文には、本条例制定の背景と趣旨をうたっています。

第1章の総則では、本条例の制定の目的、定義、基本理念を規定しています。

第2章には、子どもの大切な権利について規定してしますが、第4条では、他人を思いやり、他人の権利を尊重することや社会性を養い、社会の一員として規範を守ることなど、子どもが大切にすることも定めています。

以下、第3章では町の責務等について、第4章では共働きの取組として、保護者の役割、関係者として町民、学校等関係者、地域団体及び事業者の役割を規定し、第5章では議会の役割を規定しています。

本条例案は、議会が策定し、制定を目指すものであるため、具体的な施策等を条文として規定するのではなく、宇美町の未来を担う子どもの育ちや子育ての社会全体で支援していくための指針となるものを規定しています。

あえて事業計画を言うならば、宇美町子ども・子育て支援事業計画、通称うみっ子未来プランとなりますが、整合性を十分に協議検討し、宇美町の子育て施策の根幹、また、指針を示すものとして条例の制定を行ったところです。

最後に、前文を朗読いたしまして、概要説明とさせていただきます。

子どもは未来への希望であり、宇美町の未来には欠かせない大切な存在です。

私たちは、全ての子どもが家族をはじめ、友人や地域の人々の深い愛情や思いやりの中で育ち、社会へと羽ばたいていくことを切に願っています。

しかし、近年では少子化や子どもの貧困、児童虐待等の様々な問題が生じ、子どもが健やかに成長するための環境が脅かされつつあります。

児童の権利に関する条約に基づいて子どもの権利を保障していくことと地域や町で子ども・子育て支援を総合的に推進していくことが、ひいては子どもたちを守り、健やかな育成につながると思われれます。

子育てをするなら宇美でを合い言葉に、子育て支援のさらなる充実に宇美町全体で取り組み、安心して産み育てることができる子育て環境の整備の実現に向けて、この条例を制定いたします。

以上で、概要説明を終わりますが、本条例案の検討においては、執行部関係各課、学校関係者、町内外で子どもの育ち、子育てに関わっておられる皆様方と協議を重ねてまいりました。本日、この子ども・子育て支援条例案をこうして議会の審議の場に上程できましたこと、御協力いただきました皆様方にこの場をお借りして深く感謝を申し上げます。

なお、議員各位におかれましては、提案の趣旨を理解していただき、満場一致をもって御賛同いただきますようお願いを申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） まず、飛賀委員長さん、すばらしい条例を提案していただきました。本当に敬意を表したいなというふうに思っています。ただ、気になるのがちょっとだけあります。ただこれは、執行部がこの条例を制定された際にやらなきゃいけないことというのは多数規定されています。普通だったら提案者の方にお伺いしたいところなんですけれども、執行部にそのことをお聞きしても大丈夫でしょうか。議長にちょっとお尋ねしたいんですけれども、いかがでしょうか。いいですか。

○議長（古賀ひろ子君） はい。許可します。

○1番（丸山康夫君） ありがとうございます。

執行部はこれからこの条例に基づいてしっかり頑張っていたいただけたらと思います。まず、教

育長にお聞きしたいんですけれども、条例案の中で子どもが守るべきことということがありますよね。この子どもが守るべきこと、18歳以下の子たちのこのことをしっかり周知徹底させていかなければならないと思っています。ただ、子どもたち、なかなか言葉の意味もしっかり理解できないようなことがありますけど、どうやってこの条例制定された場合にこういった趣旨徹底、守るべきことを伝えていこうと考えてあるのか、その辺答えていただいても大丈夫ですか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） 直接関わっていませんので、今のような質問はちょっと非常にこうびっくりしておりますけども、この条例そのものは見ました。これが、条例が通って、今後、これ大綱的な内容なんで、これを基に施策を考えていこうと思うんですよ。だからこの条例をつくることに対しては、非常に私も賛成しています。いわゆる地方自治体においては一般にこの子どもの保護や権利保障するということで、もう今はいろんな自治体で策定がなさっております。その中でその条例を基に施策なり、しっかりこう打ち出していくということを今後考えていく必要があると思います。だからボトムアップでこうつくられているものとトップダウンでつくられていくものというのがあると思うんですけども、今私、これ読んで頭の中ではこうしていくべきだなというのはありますけど、今その第4条をこう読んで、文言を読んで、じゃあ、はい、今施策どうなのと今言われても、これは非常に回答が難しいなと思っております。ただ、さっきうみっ子プランという内容と恐らくこれは学校がいろいろやっています施策、そういうものを意識してつくってあると思いますので、そういう法的な根拠となることにおいて、私は非常にこうありがたいなと思っています。だから私ども学校としては特に、こどもみらい課としてもうみっ子プランの施策を遂行していく。学校教育課は基本、振興計画を基に今施策を推進しているんですけど、その根拠となる内容としてこの文言としては整合しています。もうそれ以上は、ちょっと私も言いようがないということは御理解いただきたいと思います。ここに第4条、この発達及び年齢に応じて、次に掲げる事項について大切にすること、大事な4点が書いてあります。このことについては、今やっているいろんな教育委員会としての取組と整合していると私は思っております。質問の趣旨が分からないので、申しわけございません、それでよろしいですかね。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私は子どもたちにこの条例の趣旨をどう伝えていくべきなのかということをお伺いしたつもりなんですけれども、これから……、いいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） 回答の内容が違ったということで御指摘いただきましたけど、これを、条例が通りましたら、これを基にしっかり教育委員会規則とか、教育委員会にも諮ったりしながら、しっかり学校等にも周知していただきたいし、保育園、ほかのいろんな教育関係団体に

も周知して、この文言がしっかり、具体的に精査しながらもこの文言が整合しているということ
を、先ほど申しましたように、この条例を基にしっかりと取り組んでいきたいと、もうそこまで
しか言及できませんけど、よろしいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 次に、副町長にお伺いしたいと思います。

副町長は、総合戦略プラン、本部長として頑張られていると。こういった条例ができますとこ
れを条例、宇美町で子育てをしたいなという方がどんどん宇美町に引っ越してくるんじゃないかな
というふうに思っていますが、どうこれを、今、策定されていますよね、どう生かしていこうと
考えてありますか。お答えいただけたらと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） この条例について、この条例が施行されることによって本当に今議員が
言われるように、子育てというのは宇美町でというそういった機運が盛り上がること、これは期
待したいというふうには思います。通ってからということになりましようけども。したがいまし
て、総合戦略におきまして、これが施行される暁におきましては、これをベースにどう整合し
ていくかということでこれから検討していきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 最後に町長にお伺いしたいと思います。

この条例が制定されてどのように宇美町が変わっていくだろうとその辺の考えがありましたら
お答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 条例について、これをどのようにこう町で生かしていくか、子どものいわ
ゆる子育て・子育てに生かしていくかというお尋ねでございますけども、その前に今回、私の思
いをちょっと述べさせていただきたいと思っておりますけども、もともと、そのいわゆる子どもの権利、
あるいは子どもを守る、あるいは子どもの健全な育成、これを今回、議員発議で条例の提案いた
だきましたけども、もともとこれは日本の風土として、これはもう日本に限らず、もう国・地域
問わず、これはもう恒久的な社会の命題であったというようなことであったらこのように認
識をいたしております。どこの地域行っても、今回の条例で文言で整理をいただきましたけれど
も、こういった内容は改めてじゃなくて、こういった内容についてはこれまでも言い尽くされて
きた、また子どもたちの特に育成に関しましては、家庭、学校、地域、そしてあらゆるいわゆる
そういった関係の人々が連携をしながら育んでいくんだということは、これはどこの地域に行っ
ても、あるいはどこの国に行っても、それは唱えられている、語られている内容でございます。
しかしながら当町では、今回このような形で議員発言によりまして、今までぼやっとした、思っ

てはいる、言われてはいるけれども、なかなかいわゆるこう内容的な整理ができなかった、何をどうやればいいのかというですね。それと併せて、先ほど子どもに説明するのに教育長にお尋ねもありましたけれども、子どもたちにはもちろん、自分たちはこうしてやっぱり守られている、こういうことを自分たちのやっぱり目線で見させていただいているというそういう子どもたち自身に与える安心感、これは非常に大事なことだろうと思いますし、意義があるというふうに思っておりますし、それと同等にあるいはそれ以上に私はその保護者、行政、そして団体、そして地域、いわゆる子どもたちを守り育むその外の環境、外にあるその環境が、やっぱりしっかりこの今回条例が制定をされる、まだ結果は出ておりませんが、もしされましたならば、やっぱり今までぼやっとしたかすみがかかっていたものが、これが明文化される。今回提案の理由には理念を定める必要があるという記載ございますけども、まさしくそのとおり、みんなが宇美住民が宇美町の子どもたちをみんなで見守り育てていこう、育んでいこうというそういった意識、あるいは行動が共に共有できる、その大きなこう基盤になるという、こういう意味では今回この発議については、本当に意義があるし、ありがたかったかなというふうに思っております。先ほど来、副町長、それから教育長が答弁しましたように、宇美町の総合戦略、また教育振興計画等々におきましても、この理念、そして記載されてあります、提唱されてあります内容を十分踏まえながら、町としてもしっかりとこの今回のこの条例に照らした行動計画を企画立案し、また実践へとつないでいかなければいけないと意を強くしているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 先ほど関わっていないと言ったのは、こういうものはやっぱり私も、執行部を含めて、教育委員会等がしっかり上程なり、考えていく必要があるかなという反省の基に冒頭に申しましたので付け加えておきたいと思っております。本当は今度こういうような子どもの権利条約とか子どもの子育て支援の条例というのは、私どもがしっかり踏まえて考えてやっぱり上程するべきものかなという反省がありましたので。

それと、今町長のほうからもいろいろあったんですが、もともとが条例そのものは、以前は健全育成型の条例が多かったんです。これは一般に保護の対象としての子どもに基づいて、子どもを保護しないといけないということで、緊急に例えば有害な興行とか、そういうものに対して対応して子どもを守っていくという大人が目線で、何々させないとか、何々するというそういう条例が多かったんですけども、今回、私がなぜこれを賛同したかというのは、子育て支援型の条例だということです。いわゆるもっと子どもの視点に立つ、子育ての当事者を励ましたり支援していくと、もちろん子どももそうなんですけど、そういう励ましをしていく、やっぱり事業をしっかりと総合的にこうつくっていく必要があるという示唆だろうと、そういうのが、内容がたくさん含

まれていますので、私はこの条例については賛同しているところです。本当ありがたいなと今も思っています。ぜひこの条例をぜひ可決していただいて、私どもしっかりそれを基に、この法的根拠を得たわけですから、それを基にしっかり取り組んでいくということをお話しさせていただきたいなと思ひまして、よろしいですか、そこはちょっと。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。飛賀議員、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 討論いたします。

私は、子どもの権利条約に準ずる条例制定には賛成なんです。冒頭に申し上げておきます。また、私は子どもの貧困問題での一般質問のときにも、子どもの貧困対策条例制定の要望もいたしております。この条例案が2月21日の全員協議会後に提出され、この3月定例会に上程され、採決の運びとなります。条例案が手元に届いて一月しかたっていません。上程に至るまでの経緯も何らの説明もない。また、議会での十分な議論もなされておらず、精査されていない。拙速過ぎるのではないかと考えます。執行部提案の議案であっても、議員発議であっても、志免町の取組を申し上げますと、町でプロジェクトチームを形成し、議論を開始されております。また、一般公募の方々も含めた子どもの権利条例制定委員会を設定され、立ち上げられ、何度も議論を重ねた上でこれ制定に至っているんですよ。条例はいわば法律、先ほどもそうなんですけど、ちょっと性急過ぎると思うんですよ。本当、議会によって全く議論されていないんですよ。これはやっぱり議会において、有識者等の意見を聞き、意義あるプロセスを踏まえた上で上程すべきだと思っております。これ、冒頭にも申し上げましたように、この子どもの権利条約に準ずる条例制定、大賛成なんですよ。もっと議論を重ねた上で上程すべきだと思っております。私は反対は、この本日の定例会に上程することが早過ぎるということで反対いたします。この賛成できかねます。以上をもって反対討論といたします。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、白水議員。

○12番（白水英至君） 賛成者の一人として討論を行います。いろいろと御意見出てきましたが、私は実は、私も最初は少し早過ぎるんじゃないかなという気もしておりました。しかし、よくよくいろいろ話を聞いてみますと、子どもとの関係団体にも意見を求められておられますし、そういった面ではいろいろと関係者に相談もされ、意見も求められ、そしてこういった文言ができたわけでありますので、私もそれを聞いて少し安心したといひますか、そういうことで賛成をさせていただきました。

賛成討論とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから、発議第1号 宇美町子ども・子育て支援条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

追加日程第四 発議第2号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第四、発議第2号 宇美町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 発議第2号 宇美町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和2年3月11日、宇美町議会議長、古賀ひろ子殿。提出者、宇美町議会議員、黒川悟、賛成者、宇美町議会議員、安川繁典。

提案の理由ですが、町民の負託を受け、町民の代表として議会活動を行っている議員としての職責に鑑み、議員が町議会の会議等を長期間欠席した場合、または刑事事件による逮捕など、町民の信頼に著しく反した場合における議員報酬及び期末手当の減額または支給停止等の措置を講ずるため、議員報酬等の特例に関し必要な事項を定める必要がある。これが、条例案を提出する理由であります。

本条例案の説明を申し上げます前に、条例案の策定の経緯について述べさせていただきます。

近年、全国各地において議員の不祥事を耳にする機会が増え、議員の資質を問われる中、議案理由でも述べましたとおり、我々町議会議員が果たすべき職責を踏まえ、町議会への町民の信頼の確保を図るため、全議員で協議を重ね、この条例を策定いたしました。

それでは、本条例案の主な概要を述べさせていただきます。

第1条は、趣旨についてを述べております。

第2条においては、用語の定義を規定しております。

第3条においては、議員報酬の減額について、長期欠席の期間及び減額割合等を規定しております。減額割合は、90日を超え180日以下の場合、100分の20、20%、180日を超え365日以下の場合、100分の30、30%、365日を超えるときは100分の50、50%とすることとしており、次に、第4条につきましては、期末手当の減額について規定するものであります。基準日として6月の1日、12月の1日を設け、基準日以前の6月以内の期間において、議員報酬を減額された月があるときは、期末手当の額に議員報酬に適用された減額割合を乗じることとしております。

第5条は、適用除外の規定で、公務上の災害、議員の妊娠・出産の場合は、減額については適用しないこととしております。

次に、6条につきましては、刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、勾留などの処分を受けた場合に、議員報酬の支給を停止することを規定し、第7条では、期末手当の支給を停止する規定を設けております。

第8条では、停止した議員報酬及び期末手当の支給に関する規定をし、第9条は、停止した議員報酬及び期末手当の不支給について規定をしております。

以上で概要説明を終わりますが、この発議につきましては、町民に信頼される議会を目指す取組の一つとして提案しております。議員各位におかれましては、提案の趣旨を理解いただき、満場一致をもって御賛同いただきますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。黒川議員、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号 宇美町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子君） 日程第16、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申出がっております。

お諮りします。各常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本3月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、令和2年3月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

12時25分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月8日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 平 野 龍 彦

署名議員 丸 山 康 夫